

ほけんだより

令和4年4月20日
新宿区立花園小学校
校長 川崎 勝久

新年度が始まり2週間が経ちました。そろそろ疲れが出てくる頃かと思えます。生活リズムが崩れると、より一層疲れが顕著になりますので、リズムを保ちつつ適度に心と体を休めるようにしましょう。



コロナ禍として、以下の場合は積極的休養（自宅待機）を！

●同居家族に風邪症状（発熱、咽頭痛、咳など）や体調不良等の症状がある場合

新宿区では「区有施設利用者(職員含む)が感染した場合」と「区内で感染が確認され、その感染に起因して感染拡大の恐れがある場合」において、感染情報が公開されます。4月17日段階で224件の感染情報が公開されており、決して少ない数ではありません。

「実は数日前から具合が悪くて…」や「実は昨日から風邪症状があつて…」というお話をいただくことも少なくありませんので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

●同居家族が抗原検査、PCR検査等を受ける場合

同居されている家族が抗原検査、PCR検査などコロナに関する検査を受ける場合には、結果が判明するまで自宅待機をお願いします。児童生徒の感染については、家庭内感染が多い状況が続いています。ウイルスの変異も続いていますので、ご協力をお願いします。

濃厚接触者となった場合の出席停止期間について

コロナ感染に関わる待機期間（出席停止期間）は以下の通りとなります。

対象	待機期間
●感染者（陽性） 感染日を0日目とする。 ※発症した日または無症状の場合は検査日	10日 (無症状の場合 は7日)
●濃厚接触者（同居家族） 感染者が発症した日、または、家庭での感染対策を開始した日のいずれか遅い方を0日目) ※薬事承認された「抗原定性検査キット」により、4日目、5日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から待機を解除することが可能となります。	7日

※お子さんが濃厚接触者となった場合の例を裏面に記載しています。

同居家族の陽性が判明



同居家族の陽性が判明した日

←いずれか遅い方を 0 日目⇒

家庭で感染対策を開始した日

厚生労働省「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」を参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html



厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」を参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_

※症状が出てきた場合や、抗原定性検査で「陽性」となった場合はこの限りではありません。

1 日目…自宅待機（無症状）

2 日目…自宅待機（無症状）

3 日目…自宅待機（無症状）

4 日目…自宅待機（無症状）もしくは
抗原定性検査①回目（薬事承認）

↳ <<陰性>>…自宅待機（無症状）

5 日目…自宅待機（無症状）もしくは
抗原定性検査②回目（薬事承認）

↳ <<陰性>>…待機解除 ※登校することが可能です。



6 日目…自宅待機（無症状 ※抗原定性検査をしなかった場合）

7 日目…自宅待機（無症状 ※抗原定性検査をしなかった場合）

8 日目…待機解除 登校することが可能です。